

宮城県内部統制基本方針

東日本大震災からの復興後の行政運営を見据え、今後の人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、事務事業の執行に伴うリスク等を認識し、公正で適切な職務の執行を行うための内部統制の充実に向けた取組を総合的かつ横断的に推進し続けることが必要です。

事務事業の適正な執行を組織的に補完させる仕組みを構築することにより、事務事業の合理化と職員への負担軽減が図られ、もって効率的・効果的な行政運営の確立と県民の県行政への信頼を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第1項の規定に基づき、以下のとおり内部統制基本方針を定めるものです。

なお、内部統制の対象とする事務は、財務に関する事務とします。

第1 内部統制機能の有効性の確保

内部統制機能の有効性の確保を図るため、全庁的な体制を確立し、組織的に取り組むとともに、行動計画を策定します。

第2 職務の執行が法令等に適合することの確保

- (1) 県及びすべての職員は、職務の執行が地方自治法その他の法令等に適合し、公正・公平に行われるよう法令等を遵守します。
- (2) 内部統制は、組織内すべての者によって遂行される取組であるため、定期的に職員への周知を図るなど、不適正な事務処理等の未然防止に努めます。
- (3) リスクの分析・評価により、優先的に対応すべきリスクを選定した上で、具体的な対策を決定し、適切にリスク管理を実施します。
- (4) 法令等に適合しない職務の執行（以下「不適正処理」という。）が認められた場合には、不適正処理が発生した原因を調査し、再発防止に努めます。

第3 職務の執行が有効かつ効率的・効果的に行われることの確保

県の行政経営理念を明確化するとともに、適切な行財政運営を行い、その成果について評価を実施すること等により、職務執行の有効性及び効率性を確保し、効果的な行財政運営に努めます。

第4 財務報告の信頼性の確保

予算、予算の説明書、決算等財務報告に重要な影響を及ぼす情報の信頼性を確保します。

第5 資産の保全及び有効活用

資産の把握及び管理を適正に行い、公有財産の利活用や処分等を推進します。

第6 県の職務の執行に係る情報の保存及び管理

職務の執行に関わる情報は、法令等に従い、適切に保存・管理し、棄損、漏えい、改ざん等を防止します。

第7 内部統制機能のモニタリング

- (1) 内部統制機能の有効性を確認、評価するため、内部モニタリング体制を整備し、毎年度モニタリングを実施します。
- (2) 内部モニタリングの結果等を踏まえ、適時適切に行動計画を見直します。

第8 監査委員との連携

- (1) 県の内部統制機能の有効性を外部から評価するため、内部統制機能の整備・運用の状況について、監査委員に対し適切に情報を提出します。
- (2) 内部統制機能の整備・運用について監査委員から意見が提出された場合には、適切な措置を講じるものとします。

第9 内部統制機能の整備・運用状況の公表

内部統制機能の整備・運用の状況については、県ホームページ等で公表します。

第10 内部統制機能の改善

内部統制システムの運用を行いながら、内部統制機能そのものについても改善を図っていきます。

令和2年4月1日

宮城県知事 村井 嘉浩

(平成26年6月2日制定)
(令和元年7月1日改正)